

消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について

以下に掲げる者については、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができます。

- ① 消費税法における納税義務者とならない者
- ② 免税事業者
- ③ 簡易課税事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人

消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定した場合には、補助事業終了後に交付規程に基づき消費税の**確定申告に基づく報告書を提出**する必要があります。

さらに、**補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部を返還していただきます。**

(①及び②については、消費税の確定申告の義務はありません。)

①消費税法における納税義務者とならない者

【確認事項】

消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること

②免税事業者

課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- (2) 課税事業者を選択していないこと
- (3) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

③簡易課税事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること
- (2) 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- (3) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- (4) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

④消費税法別表第 3 に掲げる法人

消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

【確認事項】

- (1) 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること
- (2) 特定収入割合が 5 % 以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと